

議員提出議案第2号

羽曳野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月28日

羽曳野市議会  
議長 通堂義弘 殿

提出者

羽曳野市議会議員

黒川 実  
 笹井 喜世子  
 笠原 由美子  
 沼元 彩佳  
 大坪 正尚  
 田仲 基一  
 樽井 佳代子

## 提 案 理 由

「市長公室」、「市民人権部」及び「都市魅力部」が廃止され、新たに「政策企画部」及び「市民生活部」が創設されることに伴い、これらを所管する常任委員会を規定する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市議会委員会条例(昭和 56 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表総務文教常任委員会の項中「市長公室」を「政策企画部」に改め、同表民生産業常任委員会の項中「市民人権部、都市魅力部」を「市民生活部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市議会委員会条例 新旧対照表

新			旧			
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			
第2条 1 省略			第2条 1 省略			
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			
名称	定数	所管	名称	定数	所管	
総務文教常任委員会	6人	危機管理部、 <u>政策企画部</u> 、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	総務文教常任委員会	6人	危機管理部、 <u>市長公室</u> 、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	
民生産業常任委員会	6人	保健福祉部、こどもえがお部、 <u>市民生活部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	民生産業常任委員会	6人	保健福祉部、こどもえがお部、 <u>市民人権部</u> 、 <u>都市魅力部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	
省略			省略			
以下省略			以下省略			